

岡山市地域公共交通会議設置要綱

(目的及び設置)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、公共交通の活性化及び需要に応じた市民の生活に必要な交通手段の確保その他利用者の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議するため、岡山市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 公共交通の活性化及び利便性向上の推進に関する事項
- (2) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様、運賃等に関する事項
- (3) 自家用有償旅客運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (4) 公共交通の確保・維持・改善に係わる補助事業の事業計画の策定に関する事項
- (5) 前4項に掲げるもののほか、公共交通に関し必要と認める事項

(交通会議の構成員)

第3条 交通会議の構成員は、委員及び専門員とする。

2 委員は、次に掲げる者により構成する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市民又は利用者の代表
- (3) 一般旅客自動車運送事業者の組織する団体の代表者又はその指名する者
- (4) 一般旅客自動車運送事業者の運転者が組織する団体の代表者又はその指名する者
- (5) 市長又はその指名する者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認める者

3 専門員は、次に掲げる者により構成する。

- (1) 国土交通省中国運輸局岡山運輸支局長又はその指名する者
- (2) 岡山県の公共交通を担当する部署の長又はその指名する者
- (3) 岡山県警察本部の交通規制を担当する部署の長、又は本市内管轄警察署長、又はその指名する者

(4) 道路管理者又はその指名する者

(会長及び副会長)

第4条 交通会議に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 交通会議の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。

(関係者の出席)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、関係者に出席を求め、意見を述べさせ、又は説明させることができる。

(議決)

第7条 会議の議決方法は、委員による全会一致を原則とし、これによりがたいときは、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 やむを得ない理由により交通会議に出席することができない委員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の委員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前項の規定の適用については、出席したものみなす。

(書面審議)

第8条 会長は議案が次に掲げるものである場合、又はやむを得ない事情により会議を開催することができないと認める場合には、書面審議により議決することができる。

(1) 緊急を要するもの

(2) 軽易であると判断したもの

(3) 事前に意見調整が済んでいるもの

2 前項に規定する方法により交通会議を開催する場合は、委員の過半数からの回答がなければ、議事は成立しない。

3 前条第1項の規定は、本条第1項の規定に準用する。

(地区会議)

第9条 交通会議は、第2条第2号及び第3号に規定する事項を協議する必要に応じて、地域の実情に即した具体的な協議を行うため、地区会議を置くことができる。

- 2 地区会議は、その地区に関する第3条第2項第1号から第6号までの委員及び第3項第1号から第4号までの専門員によって構成する。
- 3 地区会議に地区会長を置き、会長が指名する者をもって充てる。
- 4 地区会長は、地区会議を代表し、会務を総括する。
- 5 地区会長に事故があるとき、又は地区会長が欠けたときは、地区会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 地区会議の議決事項は、交通会議の議決とみなす。
- 7 地区会議の審査した事項及び議決事項は、交通会議へ報告する。
- 8 第6条及び第7条の規定は、地区会議について準用する。この場合において、「会長」とあるのは「地区会長」と、「交通会議」とあるのは「地区会議」と読み替えるものとする。

(公共交通確保維持改善協議会)

第10条 交通会議は第2条第4号に規定する事項を協議するため、公共交通確保維持改善協議会（以下「協議会」という。）を置くことができる。

- 2 協議会は、第3条第2項第2号から第3号まで及び第5号に規定する委員、並びに第3項第1号から第2号までに規定する専門委員のうち、協議事項に関する委員、並びに専門員を委員として構成し、会長がこれを指名する。
- 3 協議会に協議会長を置き、会長がこれを指名する。
- 4 協議会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 5 協議会長に事故があるとき、又は協議会長が欠けたときは、協議会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 協議会の議決事項は、交通会議の議決とみなす。
- 7 第5条、第6条及び第7条の規定は、協議会について準用する。この場合において、第5条及び第6条中「会長」とあるのは「協議会長」と、第5条中「交通会議」とあるのは「協議会」と、「会長が議長となる」とあるのは「協議会長が議長となる」と読み

替えるものとする。

(協議結果の取扱い)

第11条 交通会議、地区会議及び協議会において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(庶務)

第12条 交通会議の庶務は、都市整備局交通政策課において処理する。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、交通会議、地区会議及び協議会の運営に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成20年5月21日から施行する。

この要綱は、平成23年11月28日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年12月21日から施行する。

この要綱は、令和6年11月1日から施行する。